

## 「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果概要

## 調査実施理由

- 厚生労働省では、乳幼児健康診査が未受診等により居住実態が把握できない家庭については、関係機関が連携して対応するようこれまで通知等により要請してきたところであり、通知の施行から一定期間経過したこと等を踏まえ、居住実態が把握できない児童の所在の把握及び安全の確認に関する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の取組状況等についての調査を実施。（平成 26 年 4 月 11 日調査依頼通知発出）
- さらに、本年 8 月 29 日に開催された関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、居住実態が把握できない児童については、政府一体となって全力で把握に努めるとの取組方針が示されたこと等を踏まえ、その後の詳細な状況を確認するための調査を実施。（平成 26 年 9 月 8 日調査依頼通知発出）
- なお、本調査の実施にあたっては、総務省、法務省、文部科学省、警察庁の協力を得ている。

## 調査対象

- 平成 26 年 5 月 1 日時点で当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診等の保健・福祉サービスに関する電話や家庭訪問等による連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の児童（＝居住実態が把握できない児童）

## 調査結果（概要）

## I 全体

- 平成 26 年 5 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童数は全国で 2,908 人。
- 上記のうち、同年 5 月 2 日から 9 月 1 日までに、2,684 人（92.3%）の児童に関する所在が確認できており、9 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童数は全国で 224 人となっている。
  
- なお、224 人について、自治体に個別に聞き取り等を行った結果、10 月 20 日時点で、さらに 83 人の居住実態が確認できており、同日時点で居住実態が把握できない児童は 141 人となっている。（141 人の内訳についてはIVを参照）

## II 平成 26 年 5 月 2 日から 9 月 1 日までに居住実態が把握できた児童（2,684 人）の状況

### 【把握方法】

- 2,684 人の把握方法を見ると、東京入国管理局に出国状況を照会し、結果として出国確認ができた児童が 1,151 人と全体の 4 割（42.9%）となっている。
- また、東京入国管理局への出国確認ができた児童を除く 1,533 人のうち、約 7 割弱（67.6%）にあたる 1,036 人の児童が目視により確認（※）できている。  
※市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者（当該児童の親族や近隣住民を除く）が、当該児童を目視により安全確認できた場合。
- さらに、1,533 人について見ると、同一市町村内で関係部署間の情報共有等により確認できた児童が 1,347 人（※）と約 9 割弱（87.9%）を占めており、同一都道府県内の関係機関等の情報共有により確認できた児童が 108 人（7.0%）、他の都道府県内の関係機関等の情報共有により確認できた児童が 78 人（5.1%）となっている。

※下表の●印の合計。

	人数
東京入国管理局に出国状況を照会し、出国確認できた児童	1,151
同一市町村内の関係部署等の情報共有により確認できた児童（●）	1,211
同一都道府県内の関係機関等の情報共有により確認できた児童	108
他の都道府県内の関係機関等の情報共有により確認できた児童	78
頻繁な家庭訪問等により確認できた児童（●）	136

### 【把握につながる情報が得られた調査先】

※回答は複数回答のため、児童数は重複あり

- 1,533 人について、把握につながる情報が得られた調査先としては、同一市町村内の「母子保健担当（保健センターを含む。）」が 568 人と最も多く、「児童手当、児童扶養手当等担当」が 322 人、「児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む。）」が 306 人となっている。
- また、同一市町村以外の関係機関等への調査の状況を見ると、「児童相談所（同一都道府県内）」が 58 人と最も多く、「他の都道府県の市町村」が 47 人、「同一都道府県内の市町村」が 36 人となっている。
- その他の関係機関等への調査の状況を見ると、「親族・友人・近隣住民等」が 182 人と最も多く、「幼稚園・学校」が 140 人、「保育所」が 98 人となっている。

### Ⅲ 平成 26 年 9 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童（224 人）の状況

#### 【年齢】

※年齢の時点は平成 26 年 5 月 1 日。

- 平成 26 年 9 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童（224 人）を年齢別に見ると、3 歳が 38 人（17.0%）と最も多く、4 歳が 25 人（11.2%）、2 歳が 24 人（10.7%）と続いているが、ほかは各年齢に分散している。
- 最も少なかった年齢は 0 歳で 2 人。

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
0 歳	2	6 歳	10	12 歳	9
1 歳	12	7 歳	9	13 歳	12
2 歳	24	8 歳	6	14 歳	14
3 歳	38	9 歳	14	15 歳	6
4 歳	25	10 歳	5	16 歳	6
5 歳	14	11 歳	10	17 歳	8

#### 【学年】

※学年の時点は平成 26 年 5 月 1 日。

- 224 人を学年別に見ると、義務教育就学前の児童が 117 人と全体の過半数（52.2%）を占め、小学生が 53 人（23.7%）、中学生が 36 人（16.1%）、義務教育終了後の児童が 18 人（8.0%）となっている。

学年	人数
義務教育就学前	117
小学生	53
中学生	36
義務教育終了後	18

#### 【性別】

- 224 人の性別は、男性が 127 人（56.7%）、女性が 97 人（43.3%）。

#### 【家族（保護者、兄弟姉妹）の状況】

- 保護者及び兄弟姉妹の居住実態の把握状況を見ると、当該児童とともに保護者や兄弟姉妹の居住実態も把握できていないとの回答が 212 人（※）と全体の 94.6%を占め、保護者や兄弟姉妹の居住実態は確認できており、当該児童のみ居住実態が把握できていないとの回答が 12 人（5.4%）となっている。

※ 保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握できていない場合。

- なお、上記 12 人のうち、7 人については 10 月 20 日までに所在が確認できており、残りの 5 人の状況は下記のとおり（市町村は虐待リスクは低いと判断している）。

- ・ 海外に出国していると思われるが、二重国籍を有する可能性があり、出国

確認ができていない 1人

- ・ ひきこもり状態で、子どもと会うことについて母親と相談中 1人
- ・ 保護者の実態は把握しているが、会うことができていない（近隣住民や親族等からの情報等により、虐待のリスクはないと判断） 1人
- ・ 保護者が警察へ相談しているという回答を得ている 2人

### 【住居の状況】

- 住民票上の住居の状況を家庭訪問等により確認したところ、誰も居住している様子がなかったとの回答が 93、無関係の者が居住していたとの回答が 47、祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子があるとの回答が 50、その他（オートロックマンション等により住居の状況が確認できていない等）の回答が 34 となっている。

### 【市町村の調査の状況】

（家庭訪問の回数）

- 224 人について、市町村が居住実態の把握のために行った家庭訪問の状況を見ると、「1～4回」が 154 人と全体の約 7 割（68.8%）を占め、「未実施」が 34 人（15.2%）、「5～9回」が 24 人（10.7%）、「10回以上」が 12 人（5.4%）となっている。

訪問回数	人数
1～4回	154
5～9回	24
10回以上	12
未実施（※）	34

※例えば海外に出国していることが判明していること等により、住所地に居住していないことが明らかで、訪問する必要がない場合等を含む。

（把握のために行った調査先）

※回答は複数回答のため、児童数は重複あり

- 224 人について、市町村が調査した児童数は延べ 1,229 人となっており、児童 1 人あたり平均で 5.5 の部署等に調査を行っている。
- 調査した部署としては、同一市町村の「児童手当、児童扶養手当等担当」が 178 人と最も多く、続いて、「児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む。）」が 148 人、「戸籍・住民基本台帳担当」が 144 人、「母子保健担当（保健センターを含む。）」が 142 人となっている。
- また、同一市町村以外の関係機関等への調査の状況をみると、「親族・友人・近隣住民等」が 66 人と一番多く、続いて「児童相談所」（同一都道府県内）が 50 人、「幼稚園・学校」が 44 人、「共同住宅の管理人等」が 31 人となっている。

### 【市町村の支援継続のケース】

- 224人のうち、居住実態が把握できない児童の存在を把握した時期において、発達支援等の市町村の支援を継続していたケースは9人（4.0%）。
- 具体的な支援内容としては、発達支援（育児支援）、登校支援、子どもの親権に関する相談等であった。

### 【虐待リスクの有無】

- 224人について、虐待リスクが「あり」と判断した児童数は6人（2.7%）。
- 「あり」と判断した理由としては、
  - ・ 特定妊婦として妊娠期からフォローしていたため
  - ・ 若年で、離婚後ひとり親世帯であり、保健・福祉サービスも未受診のためといった回答があった。
- なお、上記6人のうち、2人については10月20日までに所在及び安全確認ができており、残りの4人については下記のとおり。
  - ・ 警察に相談するとともに、引き続き居住実態把握のための調査中 3人
  - ・ 他市に居住していることが判明しており、当該市と連携して確認中 1人

### 【要保護児童対策地域協議会、児童相談所の関与状況】

- 224人について、支援の必要性が高いと判断して要保護児童対策地域協議会へのケース登録した児童数は108人（48.2%）。
- また、児童相談所へ対応を依頼した児童数は38人（17.0%）。

### 【警察への通報（相談）状況】

- 224人について、警察への通報、相談を行った児童数は26人（11.6%）。
- 市町村における調査の途中、あるいは事件性はないと判断して警察への通報、相談については検討していないと回答のあった児童数は162人（72.3%）となっている。

警察への通報（相談）状況	人数
通報（相談）済み	26
検討中	36
通報（相談）を検討していない	162

### 【居住実態を把握する上での問題点等】

- 居住実態を把握できない理由としては、
  - ・ 二重国籍を有する可能性がある者であって、住民基本台帳に登録されていない外国名の旅券を使用して出国している場合、東京入国管理局に出国状況の照会ができない
  - ・ DVが原因で他自治体に転出し、そこから再度転出する等により居所が分からなくなり、親族も所在地を把握していない

等といった回答があった。

#### IV 平成 26 年 10 月 20 日時点で居住実態が把握できない児童（141 人）の状況

※調査項目にはないが、自治体への個別の聞き取り等により整理したもの

- 国内に居住している可能性の高い児童（69 人）
  - ・ 市町村が、虐待リスクがない、又は不明としている児童（65 人）
  - ・ 市町村が、虐待リスクが把握されているとしている児童（4 人）
- 親族等からの情報によれば海外へ出国している可能性があるが、東京入国管理局への照会で出国確認ができなかった児童（67 人）
- 東京入国管理局に出国状況を照会中の児童（5 人）

平成26年10月20日時点で居住実態が把握できない児童数(都道府県別)

都道府県	平成26年 5月1日時点で 居住実態が 把握できない 児童数  (1)	平成26年5月2日 から10月20日 までの間に 居住実態が 把握できた 児童数  (2)	平成26年 10月20日時点で 居住実態が 把握できない 児童数
北海道	37	36	1
青森県	3	3	0
岩手県	4	4	0
宮城県	14	14	0
秋田県	0	0	0
山形県	1	1	0
福島県	5	5	0
茨城県	90	84	6
栃木県	71	69	2
群馬県	9	9	0
埼玉県	134	129	5
千葉県	269	264	5
東京都	730	716	14
神奈川県	326	310	16
新潟県	8	8	0
富山県	0	0	0
石川県	3	3	0
福井県	3	3	0
山梨県	16	16	0
長野県	85	83	2
岐阜県	42	37	5
静岡県	66	66	0
愛知県	227	218	9
三重県	74	71	3
滋賀県	46	43	3
京都府	39	39	0
大阪府	192	165	27
兵庫県	97	71	26
奈良県	21	21	0
和歌山県	16	14	2
鳥取県	1	1	0
島根県	2	2	0
岡山県	19	18	1
広島県	23	23	0
山口県	53	50	3
徳島県	1	0	1
香川県	0	0	0
愛媛県	1	1	0
高知県	2	0	2
福岡県	83	78	5
佐賀県	12	12	0
長崎県	5	5	0
熊本県	22	21	1
大分県	4	4	0
宮崎県	5	5	0
鹿児島県	1	1	0
沖縄県	46	44	2
合計	2,908	2,767	141